

豊明市有料広告掲載の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間企業等との協働により市の財政収入の確保及び地域経済の活性化を図るため、市が掲載する有料広告(以下「広告」という。)の取扱いに関して基本的な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載できる媒体(以下「広告媒体」という。)は、市長が別に定める。

(掲載できる広告の基準)

第3条 広告媒体に掲載できる広告は、市の品位を損なうおそれのないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反又は抵触するおそれのあるもの
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
 - (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
 - (4) 政治活動又は宗教活動に係るもの
 - (5) 社会問題、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
 - (6) その他広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの
- (豊明市有料広告審査会)

第4条 掲載しようとする広告について、事前にその適否の審査を行うため、豊明市有料広告審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会の組織及び運営は、広告媒体ごとに別に定める。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。